

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う厳しい財政状況に対する地方税財源の充実について

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題への対応に迫られているほか、医療・介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向けて増加する財政需要に見合う財源が求められており、地方税財源の充実・確保が強く望まれています。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要請します。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であることから、制度の根幹に関わる見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染

症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものであることから、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正において講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4 令和3年度税制改正において講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和3年9月9日

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

あて

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

経済再生担当大臣

衆議院議長

参議院議長

その他関係筋